

# 水準均衡方式導入以前における 第1・十分位に関する記述について

中央社会福祉審議会生活保護専門分科会「生活保護水準の改善についての中間報告」（昭和39年12月16日）抄

## 2 当面の生活保護水準改善の方途

一般国民の平均消費水準に比較して低所得階層の消費水準の上昇が多く、消費水準の階層別較差縮小の傾向が見られる現状を前提として最低生活保障水準としての生活保護水準の改善を考える限りにおいては、一般国民の平均的消費水準の動向を追うのみではその目的を達し得ないものであって、低所得階層の消費水準とくに生活保護階層に隣接する全都市勤労者世帯第1・10分位階級の消費水準の動向に着目した改善を行うことがとくに必要である。

すなわち、第1・10分位階級における消費水準の最近の上昇率に加えて、第1・10分位階級と生活保護階層との格差縮小を見込んだ改善を行うべきである。

<生活扶助基準の改定方式の変遷>

- ① 標準生計費方式（昭和21年～22年）  
当時の経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式
- ② マーケットバスケット方式（昭和23年～35年）  
最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式
- ③ エンゲル方式（昭和36年～39年）  
栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式
- ④ 格差縮小方式（昭和40年～58年）  
一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式
- ⑤ 水準均衡方式（昭和59年～現在）  
当時の生活扶助基準が国民の消費実態との均衡上、ほぼ妥当な水準に達したことから、その均衡した水準を維持・調整する方式

（参考）社会保障審議会生活保護基準部会報告書（平成29年12月14日）抄

- 一方、従前から比較対象分位として参照してきた年収第1・十分位の平均消費支出額は、約20万2千円（202,240円）となっており、上記の分析結果に基づいた消費支出額と同等の水準となっている。
- これらを総合的に勘案すると、夫婦子1人世帯の生活扶助基準については、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の世帯を比較対象とする所得階層と考えることが適当である。